

徳川時代の米穀消費節約策 (一)

本庄榮治郎

凡そ米穀が我國民經濟上重要な地位を占むることは敢て絮説するを要せざる所なるが、商工業の發達未だ著しからず、専ら農業によりて國を立てたる徳川時代にありては殊に然りとす。當時に於ては特殊の經濟事情よりして米は幕府及び諸藩の財政上の根本を成し、租税の收納も亦之れを以てしたるのみならず、武士の俸祿も米俸を以て原則となしたるを以て、米は幕府及び諸侯の財政上并に士流の所得の上に多大の關係を有したり。而して時代の経過に伴ひ米穀は既に我國民必需の食料品としてその生活資料の中心をなしたるを以て、米穀の需給如何并にその價格の騰落如何は財政上經濟上社會上の各方面に亘りて複雑なる關係を生ずるに至れり。従て當時の米穀に關する研究は諸般の方面より觀察し得べきものなるが、茲には先づ食物としての米を大觀し、次に米穀消費節約の方法として當時の爲政者の採りし政策を説明する所あらんとす。

二

「米穀は人の命にかかわり候物にて、無此上大切なるものに候。凶年等に至り候而は輕きもの寒中一衣をぬきて米を買候而も猶亦たらざる時は餓死にも可及候」云々といへるは、これ天明七年十一月の町觸の冒頭なるが、當時一般に米穀を貴ぶの思想は殊に甚しきものありし也。經濟錄に

1) 徳川禁令考六帙、349頁。憲教類典米穀部。天明大政錄(日本經濟叢書卷十五) 188頁。

「天下を治るに穀を貴ひ、貨を賤しむるは古の善政也。先王の道也。穀は民の食物也。食は民の天也。一日もなくて叶はぬ物也。貨とは金銀錢也。金銀は勝れたる寶と人毎に思へども、飢たるとき金銀を嚙ては腹充たず、一椀の粥を啜れば死を免かる」云々といひ、又大膽に吉宗時代の政策を非議したる山下幸内の上書にも「金銀はいか程澤山にても、金を喰ては一日も送らるる物にては無御座候、只大切成物は米穀に極り中候、嘗御風儀は米穀を軽く、金銀を重く被遊候と相見へ……米穀は一年切の物にて悪年打續候得ば何方よりも入事なく、扱一日半日にても無て不叶御百姓にて御座候」といひ、伊勢貞丈の舳舻訓には「人倫の至寶は五穀なり、金銀珠玉を以て五穀を買はんと欲すといへども、凶年飢歲或は兵亂等にて五穀を賣るものなきときに至りては、金銀珠玉は食はれぬ物なれば忽ちに飢死すへし。然れば五穀は至寶なり。(中略)後代には食て生命を保つへき米を賣拂ひて食はれもせぬ金銀を求め、また生命を保つへき米を盜取て刑せられ、生命を失ふ者もあるなり。又君に仕ふる臣は、君より生命を保つ至寶の米を給はり、日々生命を全たくたもつは大恩を受るなり、然るに大恩をも思はず食れもせぬものを給はるを思と思ひ誤る者もあり」と説き、或は米粒を貴んで佛法又は菩薩なども云ひならはし、或は食料の最第一にて不死の靈藥の長たる物は米なりと説けるが如き皆その例也。

當時國內における運輸交通の便については或は奥州北陸の漕運開けて奥州米越後米の江戸に輸送せられ、又或は江戸大阪間の廻船行はれたりと雖、尙頗る不完全にして多大の日敷を要し、且被船の厄に遭ふこと少からず、陸路の交通亦甚た備はらさりし也。本多利明の經世秘策に「羽州

2) 日本經濟叢書、卷六、106頁

3) 同卷五、5頁

4) 岡崎桂一郎著、日本米食史、920頁以下、

米澤及び秋田仙北郡邊の米、豐作の節は一升代錢五六文なり、交易の上商賈の手に渡り、江戸に到れば豐凶の差別なく凡百文となる』といへるか如き、即ち運輸の不便交通機關の幼稚なるを示すものに非ずや。されは當時に於て米穀の地方的分配は常にその宜きを失し各地間における過不足を迅速に調節するを得ざりし也。況や各藩に於て藩外輸出入の制限策行はれたるに於ておや。

而して米穀の生産は主として氣温風雨の如き自然的狀況によりて左右せられ技術の進歩によりて自然に對抗し以てその作用を緩和するの手段方法は未だ十分發達せざりしことなれば、年々の收穫増減は一にかかりて自然の狀況に依るの外なく、天恵少き場合には屢凶作の不運に會し、加ふるに地方的配給宜きを得ざるかため忽ち飢饉の襲ふ所となり、餓卒路上に横はるの慘狀を呈せしこと少からざる也。かの享保、天明、天保の飢饉の如き蓋その著聞せるものなるへし。

更に又寛永十八年以後に於ては對外關係は僅かに長崎に於て支那和蘭の二國を限り貿易を許せしのみにして、その他の諸國に對しては國を鎖して彼我物資の交換をなすことなく、米穀の輸出入の關係は之れなかりし也。従て國民の消費額は國內における生産高を限り不足の際に之を外國より輸入して國民の飢餓を救ふの手段に供するを得ざりし也。

(註) 徳川時代に於て外國米の輸入は慶應二年十月始めて之を認め、輸出の禁を解きたるは明治六年のことなり。詳しくは拙著『江戸幕府の米價調節』五〇頁を見よ。

此等諸般の事情は錯綜して屢米穀の需給を適合せざらしむるに至り、國民生活の基礎を脅したること、蓋鮮少にあらざりし也。されば億兆蒼生の生命一に撃つて米に存するの我國に於て、殊

に米穀が爲政者一般士流の直接所得をなす當時に於て、而もその需給が往々にして適合せざる事情の存したる當時に於て、上下一般に先つ以て米穀に第一の注意を拂ひ之を尊重し、恐るへき飢餓の襲來を避けんとせしは無理ならぬ事柄といふべし。

三

上述の如く米は當時の財政上經濟上社會上に於て甚だ重要なものにして幕府は米に對して種種の政策を巡らす所ありしが、その政策は常に上述の諸般の事情に制せられ階級的利害の調和に苦心せざるを得ざるに至れり。例へはその供給について之を見んか、米は國民生活の根本資料なるを以てその供給は成るべく豊富ならんことを要す、故に幕府は常に農民をしてその耕耘の業に努めしめ開墾を奨励し、穀物以外のもの即ち煙草菜種等を本田畑に作ることを制限禁止し、其他米産額の増加を期すへき種々の方法を採りしが、而も隣て考ふれば産額増加のために米價の暴落を生じ、幕府諸藩の財政、士農階級の所得の上に大なる影響を與ふることは特殊の財政制度の上に立脚し、階級制度を維持せんことを努むる幕府としては看過するを得ざる所に屬す。故に或は前の政策と反對に穀物以外のものの栽培を奨励したることあり(享保十四年八月に「當年より相應に菜種作仕、修理肥し入念候様申付」⁶⁾云々と令したるか如きこれなり)又貯穀を奨励し地方圍米を令し以て市場在米の減少を計り從て供給の制限米價の維持を計るに努めたることあるか如き是れ也。

故に徳川時代における米に對する政策はその生産たると交易たると消費たると其他の方面にお

6) 徳川十五代史第八編、137頁

けるとを問はず、常に甲時には右にし、乙時には左にするの現象を生したるものにして一見矛盾撞着の政策なるか如く考へらるると雖、實は然らず、これ等種々の政策は各階級の利害を調和せんとする根本方針を以て一貫せる結果に外ならざる也。

四

今當時における米穀の消費に就て考ふるに、その主なるものは勿論飯米に供するものにして、食用米以外における最大なる需要は即ち酒造なり。尙この外、米を以て菓子其他の製造に供する場合もこれあり。而して豊年に於ては消費の奨励をなせしこと往々にして存する所なるが、消費の制限は凶年における場合に著しと雖、尙當時における米穀の尊重、奢侈禁止等の理由によりて行はれたることもなきに非る也。故に消費節約の政策は米價騰貴、飢饉、凶歉等の如き一時的原因に因るものと、永續的・道徳的・理由によるものとの二者あり。以下この消費節約策について(一)飯米の節約(二)酒造制限(三)菓子其他の消費制限策を説明し、尙(四)代用食物に關して數言を附加する所あらんとす。

(一)飯米の節約。飯米の節約は即ち飯米に供せらるる米穀を成るべく節約して、その供給力を引き延はさんとするものなり。今之れを別ちて二とす。其一は農民に對する米食の制止これ也。

寛永十七年には米價は三十匁乃至三十六匁なりしものが、十八年には四十八匁五分となり、十九年には更に五十四匁乃至六十匁に及へり、諸國困究甚しく飢に苦めり。同年五月酒造制限と共に『在々百姓食物之事雜穀を用ひ米多くなへ候わぬ様に可被申付候事』と令せしが尙其後數回に

7) 三貨圖錄物價部(日本經濟叢書、卷二十八) 65頁

8) 徳川禁令考、五帙、234頁

「亘りて同様の令あり。而してこの制限は其後江戸時代を通して飢饉若くは節儉令の布かるる毎に屢々繰り返されたる所にして、かの有名なる慶安の御觸書にも

『一、百姓は分別もなく末の考もなきものに候故、秋に成候得ば米雜穀をむきと妻子にもくはせ候。いつも正月二月三月時分の心をもち食物を大切に可仕候に付、雜穀專一に候間、麥粟稗菜大根其外何に而も雜穀を作り、米を多く喰つふし候はぬ様に可仕候。飢饉之時を存出し候得ば、大豆の葉、あつきの葉、ささげの葉、いもの落葉など、むきと、すて候儀はもつたいなき事に候。一、家主子共下人等迄ふだんは成程疎飯をくふへし、但田畑をたこし田をうへいねを刈、又ほねなり申時分は、ふたんより、少し喰物を罷仕たくさんにくはせつかひ可申候、其心付われは精を出すものに候事。云々』
といひ、雜穀食を奨励すること依然異なる所なかりし也。

當時幕府は農民に對して奢侈を禁し、些細なる點に至るまで制限を加へ、衣服は木綿ものに限り不似合なる家宅を作ることを禁し、嫁とりなどに乗物を無用とし、荷鞍に毛氈を掛けて乗用す可らざることを命し、會々凶歲にあへは酒造はもとより飢饉、素麴、蕎麥切、饅頭、豆腐等に至るまで總て五穀の費として製造若くは小賣することを禁したるほどなれば、彼等に對する米食の制止はこれによりて米穀の供給を多からしめんとすることのみならずして、農民の米食を以て奢侈なりとし、之れが禁制の一方法として行はれたることを否定す可らざる也。前掲慶安御觸書の第一條と第二條とを對比するもこのことは自ら明かならん。

實にや當時農民は校合雜記に家康の談話として引ける『難儀にならぬほどにして氣ままをさせぬが百姓共への慈悲なり』¹⁰⁾といへる一句によりてよくその状態を察すべく、彼等はただ租税を輸す爲めのみ生存せるか如きものにして、¹¹⁾その日常生活は最も悲惨なる状態にありしか如く、所

9) 徳川禁令考、五帙、242頁以下

10) 徳川實記第一編、354頁

11) 政談(日本經濟叢書卷三)379頁

謂農本思想なるものは農業本位論にして農民本位論にあらざることはいふ迄もなき所也。

飯米節約の第二は、在米缺乏の際一般人民の日用米の消費を節約せしめ、出來得るだけ米穀を喰延して以て新穀出來入津に至るまでの間、米穀の缺乏を生ぜざらしめんとするものにして農民の場合の如く節儉禁欲主義に出てたるものにあらず、専ら需給適合政策より出てたるものなり、今その事例の二三を擧げんに天明の凶作に當り同三年七月、四年四月、七年五月等に於て、粥麥雜穀等を食して在米を食延はすへき旨を達したるが、寛政四年五月にも同様の令あり。即ち先づ在米の不足と消費節約の緊要なることを述べて曰く『此節米相場追々引上げ候に付、粥或は麥等を糧に相用、米穀を喰延し候様可致候。當時有米之様子に而は新穀迄喰續無覺束、其上當秋萬一不熟之節は飢餓におよひ候事は目前の事に付、其所を能々相辨、此節より粥麥等を食し米穀を喰延し候様銘々厚心掛、尤町々年寄家主等も朝暮見廻り情々可致世話候』と而もこれを實行する爲めには、各自の自覺心を必要とす即ち曰く『右之通不申聞候共、自己之覺悟も可有之儀に而粥麥等相用申度と心付居候者有之候而も自分の了簡迄に而は家内或は召仕之者共等の存寄を相兼、又は外々の並合等を見鋭、難行届心付候者も其儘に相過候様の事も可有之儀に付、此度分而右の通申聞候間貧富の差別に不拘、能々心を用、可成丈日用米減方厚心を付、無難に取續候之様可致候』と、眞に條理を盡せるものといふべし。殊に天保九年六月三日の水戸齊昭の論達は言々人の肺腑を衝き、句々神に迫るの概あるを見る、試に之を掲げんか、曰く

『巳年(天保四年)申年(同七年)兩度の凶作にて米穀も乏く候處、此氣候にては此上何とも計り難く、萬々一今年も凶作にては、國

12) 大阪市史卷三、1003、1037、1180頁

13) 大阪市史、四、122頁。堂島舊記、166頁。

中士民の扶助如何はせんと、日夜心思を苦め候。天地の變災は人の方に及び兼候得共、人は萬物の靈と是れあり候得ば、上下一致して人事を盡し候ばば、其心天地に通じ、變災も甚しきに至らずして止みぬべし、譬へ變災止ますとも人力を盡したる上に、上下諸ともに飢に及ぶば、天命なり。君子は民の父母とこれあり候、かりそめにも國中數十萬人の父母と仰がれる身にて、いかに子の飢に迫るを見るに忍んや、是によりて今日より七日の間、潔齋して鹿島・靜・吉田等へ五穀成就高民安穩の大願を立て候得共、日々平常の食を用ひ候ては恐懼の事故、我等并に籠中初め、一同今日より粥を食し、上は天の怒を慎み、下は民の患ひを救ひ度心得候。此上何程凶年にては國中の米救にて、我等の食物には差し支へ是なく、又粥を用い候とも、其餘りたる米國中の潤ひにもならず候得とも、重役より初め國中の人、我等が心を推崇致し、人々次第に米救を餘し候はば國中に饑饉の民はあるまじき道理なり、譬へば、ここに兄弟十人あり、一人は富貴にて珍味美食を用ひ、二人は相應の勝手にて十分に飲食し、二人は平常の食を用ゆるに其餘の五人は飢て死んとする時、初めの五人各の食を分ち、平常より少しく麩食を用ひなば、十人の命は全かるべし。我等愍なる身にては國中士民の父母なれば、國中の士民互に兄弟同様に思ひ、致き者はいよく節約して富める者の救ひを受けざる様に心がけ、富める者は我れ獨り富まず、一粒つつにても餘して、世の中の人の潤ひになる様心がけ候はば、國中に飢民は是れあるまじく候、貴賤上下によらず心有ん者は夫々其所の鎮守兵神に、實意を以て五穀成就の祈誓を籠め、一粒つつも食を餘して一人づつも人を助んざ志し候様致し度き事に候¹⁴⁾。

と。自ら衆に先じて消費を節約し以て範を萬人に垂る、誰れかその赤心に服せざるものぞ、かくて家中の諸士農民に至るまで思ひに範食を用ひ、餘りある者は足らざる者を助けなどして饑饉の患を免れたりといふ。

14) 常陸帶(東湖全集)85頁以下。日本經濟叢書卷三十三、559頁以下。日本米食史、759頁以下